

災害時の歯科医療救護に関する協定書

一般社団法人高知県歯科医師会(以下「甲」という。)と学校法人高知学園高知学園短期大学(以下「乙」という。)とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、歯科医療救護に対する乙の施設内における甲への協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

(歯科医療救護)

第2条 甲は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、乙と連携し歯科医療救護を行うものとする。

(歯科医療救護員)

第3条 歯科医療救護員とは乙の所属する教職員とし学生は補助業務にあてる。

(歯科医療救護員の傷害)

第4条 歯科医療救護員に傷害が起きたときは、乙が加入している保険を適用する。

(歯科医療救護員の派遣)

第5条 甲は、乙に対して必要に応じて歯科医療救護員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護員を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療救護員等に危害が生じるおそれがある場合は、この限りではない。

(歯科医療救護員に対する指揮)

第6条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙の歯科医療救護員を指揮するものとする。この場合において、歯科医療救護員に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護員の業務)

第7条 歯科医療救護員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の問診
- (2) 医療機材等の準備
- (3) 傷病者の応急処置の補助とケア
- (4) 感染の防止対策
- (5) その他状況に応じた補助

(医薬品等の提供)

第8条 歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう医薬品等は甲が提供するものとする。

(訓練)

第9条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(歯科医療救護の期間)

第10条 乙の所有する施設を使用する場合は被災日から1ヶ月間とする。ただし、状況に応じて甲と協議し期間を定めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成25年11月16日から平成26年3月31日までとする。

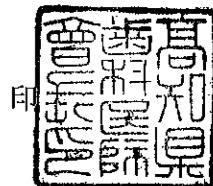
2 この協定は、協定期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙から何らの申し出がないときは当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月16日

甲 一般社団法人高知県歯科医師会
会長

織田英正



乙 学校法人高知学園 高知学園短期大学
学長

片岡一也

